

令和5年

春の墨田区交通安全運動

実施要領(案)

運動期間：令和5年5月11日(木)～令和5年5月20日(土)



ひと、つながる。
墨田区

5月20日は交通事故死ゼロを目指す日です！

記録が残っている昭和43年以降、毎日、国内のどこかで交通死亡事故が発生しています。そのため平成20年に、新たな国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。

皆さん一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しくマナーを実践することで、交通事故の発生を抑制していきましょう。

重点項目

- 1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底
- 5 二輪車の交通事故防止
- 6 放置自転車・放置二輪車の撲滅

第1 目的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取り組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2 期間

令和5年5月11日(木)～5月20日(土)までの10日間

第3 主催

墨田区交通安全対策協議会 構成団体(順不同)

本所警察署、向島警察署、本所交通安全協会、向島交通安全協会、本所消防署、向島消防署、墨田区商店街連合会、墨田区町会・自治会連合会、国土交通省東京国道事務所、東京都第五建設事務所、京成バス(株)奥戸営業所、東日本旅客鉄道(株)両国駅、東日本旅客鉄道(株)錦糸町駅、東武鉄道(株)とうきょうスカイツリー駅、京成電鉄(株)押上駅、墨田区立小学校校長会、墨田区立中学校校長会、墨田区立小学校PTA協議会、墨田区立中学校PTA連合会、墨田区老人クラブ連合会、墨田区議会、墨田区教育委員会、墨田区

第4 スローガン

「世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して」

第5 墨田区内の交通人身事故発生状況(令和4年1月から令和4年12月まで)

	件数・人数	前年比
発生件数	537件	+81件
死者数	1人	-2人
負傷者数	573人	+71人
重傷者数	30人	+1人
軽傷者数	543人	+70人

発生件数の内、自転車が関与している件数(271件)は、全体の50%を占めています。

第6 運動の重点

1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守ることが強く求められています。令和4年都内の子供(幼児、小学生、中学生)の交通人身事故死者数(1人)は、前年(3人)より減少しましたが、交通事故件数(1,549件)は、前年(1,397件)より増加しています。

- 家庭・地域
- ・ 子供の事故は、下校時や下校後の時間帯に多発しています。暗い通りを避け、通学路では、大通りなど整備された道路を通行しましょう。
 - ・ 「反射材」を身に着けるなど、車の運転者に自分の存在を「アピール」しましょう。
 - ・ 信号が青でも安全であるとは限りません。

2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

自動車事故を違反別に見ると、安全不確認が最も多くなっています。人的要因別に見ると、脇見や考え事をしてきたことなどによる発見の遅れが最も多くなっています。

また、飲酒運転、妨害運転(あおり運転)など、悪質・危険な運転や、75歳以上の運転者の死亡事故件数が多いことが社会的な問題となっています。

- 運転者は
- ・ 横断歩道手前における減速義務や、横断歩道での歩行者優先義務を徹底しましょう。
 - ・ 一時停止や徐行、歩行者との安全な間隔の保持など「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。
 - ・ 事故防止のために「安全運転サポート車」の使用を検討しましょう。

3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

道路交通法改正により令和5年4月1日以降、自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

令和4年都内の自転車が関与している交通事故件数(13,883件)は前年(12,035件)から増加し、都内全体の交通事故発生件数(30,170件)の約46%を占めています。

また、自転車乗車中の子供の死傷者数(1,072人)のうち、保護者の自転車に同乗中の子どもの死傷者数(234人)が22%を占めており、子供乗せ自転車を利用する方の事故が多くなっています。子供の安全を第一に考えた運転を心がけましょう。

- 自転車利用者は
- ・ 子供のお手本となるように、自転車を安全に運転しましょう。
 - ・ 子供はもちろん、大人もヘルメットの着用に努めましょう。
 - ・ 自転車は「軽車両」の一種です。止まれ標識がある場所では必ず一時停止する、交差点周辺では安全確認を行うなど、交通ルール・マナーを守りましょう。
 - ・ 自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

- 自転車安全利用五則
- ・ 自転車は、車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
 - ・ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 飲酒運転は禁止
 - ・ ヘルメットを着用

4 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

電動キックボードは手軽な乗り物ですが、車やバイクと同じ交通ルールで走る乗り物です。

- ・ 車両区分に沿った運転免許証が必要です。
- ・ ヘルメットの着用義務があります。(シェアサービスは努力義務)
- ・ ナンバープレートが必要です。
- ・ 歩道通行は禁止です。車道を走行し、左側通行をしましょう。
- ・ 飲酒運転は禁止です。飲酒運転は運転免許の停止、取り消しの対象です。
- ・ 自賠償保険の加入が必要です。

- 家庭・地域では
- ・ 電動キックボードの交通ルールについて理解を深めましょう。
 - ・ 無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。

- 運転者は
- ・ 買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐車場を利用しましょう。
 - ・ ブレーキ、ライト、ミラー、警報音、反射器等を整備しましょう。(車両区分によって必要な装備が異なります。)
 - ・ 自賠償保険(共済)の契約をしなければなりません。飲酒運転の罪の重さを再認識しましょう。

5 二輪車の交通事故防止

二輪車事故は、自動車事故に比べると致死率の高さが顕著です。

令和4年都内の二輪車交通事故死者数(40人)は、前年(35人)より増加しています。

さらに、交通事故の発生件数(5,788件)は前年(5,310件)より増加しており、特に交差点や交差点付近の事故(3,321件)が最も多く発生しています。

- 運転者は
- ・ 事故の発生時間帯は、出勤、退勤の時間帯が特に多くなっています。出勤、退勤の際は、ゆとりを持った運転に努めましょう。
 - ・ 自分の運転技術を過信せず、安全な速度で走行しましょう。
 - ・ 死亡事故の原因は、出会頭、右折時及び単独転倒が多くなっています。交通事故に遭わないために安全運転を心掛けることはもちろん、万一に備えて、胸部や腹部を守るプロテクターを着用しましょう。
 - ・ ヘルメットのごひもは、確実に結着しましょう。

6 放置自転車・放置二輪車の撲滅

放置自転車や放置二輪車は、歩行者の通行を阻害し、特に障害者や高齢者の安全な通行を脅かしています。さらに、災害時や緊急時の交通の障害となるほか、都市景観を損なうなど様々な弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

- 運転者は
- ・ 自転車・二輪車を放置することによる問題を認識しましょう。
 - ・ 区内の駅周辺は「自転車放置禁止区域」に指定されています。自転車は子供用・大人用問わず撤去の対象です。
 - ・ 放置とは、自転車等から離れてただちに移動させることができない状態のことです。
 - ・ 買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐車場を利用しましょう。
- 職場・学校では
- ・ 職場、学校では自転車、二輪車を置ける駐車場を設置し、放置自転車・二輪車とならないようにしましょう。

第7 運動の進め方

各関係機関・団体等は相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の交通実態に応じ、運動の重点を踏まえ創意工夫を凝らした取り組みを行い、本運動が区民総ぐるみの運動となるよう努めます。

第8 報告

実施結果について、令和5年5月26日(金)までに墨田区交通安全対策協議会会長あてに報告するものとし、

(報告提出先)

墨田区交通安全対策協議会事務局(墨田区都市整備部土木管理課 交通安全担当)

TEL 5608-6203 FAX 5608-6410

e-mail KANRI@city.sumida.lg.jp